

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分			
		前年からの 繰越未決	本 年 の 起 訴	計	有罪に係る人員及び金額						罰 金				
					有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減 未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員	人 員	金 額				
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	X	千円	申告所得税
		X	X	X	X	-	-	X	X	X	X		X	X	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	X	千円	法人税
		X	X	X	X	-	-	X	X	X	X		X	X	
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	X	千円	その他
		X	X	X	X	-	-	X	X	X	X		X	X	
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	2	千円	合 計
		5	6	11	6	-	-	5	5	5	5		6	123	

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における事績を示した。

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	X		X		X
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	X		X		X
合 計	外	合 計	外	合 計	外
	X		X		X

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分			酒税						揮発油税			地方道路税	石油ガス税			区分		
			免許者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計		ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒製造者	酒販売業者														
要件 処 理 数	前年度からの繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済	要件 処 理 数
	検挙	外	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	検挙	
処 理 件 数	通告処分	外	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	処 理 件 数
	告 発	収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収税官吏	
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他	
	不問処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不問処分	
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発	
	処分前 公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前 公訴権消滅	
本年度未 処理未済件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未 処理未済件 数	
犯則に係る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る 額	
通告処分 罰科相当額	外	-	-	20	20	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分 罰科相当額	

調査対象等：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

用語の説明：1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。

2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。

3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通知処分又は告発を行わなかったものをいう。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税			たばこ 取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合計	区分		
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計								特別税
要件 処 理 数	前年度からの繰越 処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰 越処理未済	要件 処	
	検	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 2	検	理 数	
処 理 件 数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 2	通告処分	処	
	告 発	収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収税官吏	理
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他	理
	不問処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不問処分	済	
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	件	
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発	件	
	処分前公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前公 訴権消滅	数	
本 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 処 理 未 済 件 数	未 数	
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	額	
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20 139	通 告 処 分 罰 金 相 当 額	額		

調査対象等：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

用語の説明：1 通告処分とは、犯則者に対し罰金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。

2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。

3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通知処分又は告発を行わなかったものをいう。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分		酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
		免 許 者 酒類等 製造者	免 許 者 酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
要 履 行 件 数	前年度からの 繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越処理未済	
	通告処分	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告処分
	計	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計
履 行 等 件 数	通告不履行 による告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行 による告発
	通告後 公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後 公訴権消滅
	通告履行	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告履行
	計	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計
本 履 行 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 履 行 未 済 件 数
通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当
		外	-	-	20	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	
		外	-	69	70	139	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	139	

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの																	
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額												
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額																								
第 54 条	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5,125	-	-	1	5,125	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	17,858	-	-	-	-	-	-	1	17,858	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	17,858	-	-	1	5,125	-	-	2	22,983	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
〃 第2号	-	第15条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	〃 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
				第24条	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
				第25条第1号	-	〃 第3号	-		
				〃 第2号	-				
				〃 第3号	-				
				〃 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				〃 第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。